

大阪府中小法人・個人事業者等一時支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大阪府中小法人・個人事業者等一時支援金支給規則（令和3年大阪府規則第133号。以下「規則」という。）第12条に基づき、大阪府中小法人・個人事業者等一時支援金（以下「一時支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(給付金)

第2条 規則第2条第1号の知事が別に定める給付金とは、緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程（令和3年6月16日付け）第16条に規定する月次支援金（以下「月次支援金」という。）とする。

(支給要件)

第3条 規則第2条第5号の知事が別に定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 月次支援金の受給者のうち、酒類販売事業者を対象として他の都道府県が実施する前号に類する支援金
- 二 月次支援金の受給者を対象として、他の都道府県が実施する一時支援金に類する支援金

(一時支援金の支給の申請等)

第4条 規則第4条の知事が別に定める期日は令和3年12月24日とする。ただし、規則第4条ただし書の規定により申請（以下「郵送申請」という。）する場合は、当該期日の通信日付が押印されているものは有効とする。

- 2 規則第4条に規定するインターネットを利用することによる申請（以下「オンライン申請」という。）は、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うものとする。
- 3 規則第4条の知事が別に定める書類は、次に掲げるとおりとし、知事が特に必要と認めた場合を除き、返却しないものとする。
 - 一 大阪府中小法人・個人事業者等一時支援金申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）
 - 二 誓約・同意書（様式第2号）
 - 三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(一時支援金の支給)

第5条 知事は規則第5条第1項又は第2項に規定する支給の決定をしたときは、あらかじめ知事が指定した事業者を通じて、予算の範囲内で一時支援金を支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときはその限りでない。

(一時支援金の支給の決定等の通知)

第6条 規則第6条の一時支援金の支給の決定の通知は、一時支援金の入金をもって行うものとする。

- 2 知事は、規則第6条の一時支援金の不支給の決定の通知は、大阪府行政オンラインシステムにより、理由を付して通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知は、大阪府中小法人・個人事業者等一時支援金不支給決定通知書（様式第3号）により郵送で通知することができるものとする。

（申請の取下げ）

- 第7条 規則第4条の申請を行った者が、規則第6条の規定による決定の通知までに当該申請を取り下げようとするときは、大阪府行政オンラインシステムを利用することとする。
- 2 前項の規定による取下げは、大阪府中小法人・個人事業者等一時支援金申請取下書（様式第4号。以下「様式第4号」という。）により郵送で提出することができるものとする。
 - 3 規則第7条第3項の申出をした者が、規則第6条の規定による決定の通知までに当該申請を取り下げようとするときは、様式第4号により郵送で提出することとする。

（届出義務）

- 第8条 規則第5条第1項又は第2項の規定による一時支援金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条各号に定める要件を満たしていないことが明らかとなったとき又は規則第7条第4項の規定により読み替えられた規則第6条の規定による一時支援金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条第6号ハからヘまでのいずれかに該当していたことが明らかになったときは、大阪府中小法人・個人事業者等一時支援金支給要件欠如届出書（様式第5号）を郵送で速やかに知事に届け出るものとする。
- 2 規則第7条第3項の知事が別に定める書類とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 大阪府中小法人・個人事業者等一時支援金申請者変更届出書（様式第6号）
 - 二 誓約・同意書（様式第7号）
 - 三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
 - 3 規則第7条第3項による申出は事実発生日から起算して3か月以内に申し出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

（調査等）

- 第9条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、一時支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月5日から施行する。